

物件事故として捜査処理した後に人身事故であることが判明した事案の捜査処理要領について（通達甲）

平成28年3月16日

交指発第53号

この要領は、物件事故を道路交通法違反事件として捜査処理した後において、人身事故であることが判明した場合の捜査処理要領及び送致上の留意事項を定めたものです。